

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2021年8月11日

【四半期会計期間】 第73期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

【会社名】 松尾電機株式会社

【英訳名】 MATSUO ELECTRIC CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 執行役員 常 俊 清 治

【本店の所在の場所】 大阪府豊中市千成町3丁目5番3号

【電話番号】 (06)6332-0871(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役執行役員 総務経理部門長 網 谷 嘉 寛

【最寄りの連絡場所】 大阪府豊中市千成町3丁目5番3号

【電話番号】 (06)6332-0871(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役執行役員 総務経理部門長 網 谷 嘉 寛

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第72期 第1四半期累計期間	第73期 第1四半期累計期間	第72期
会計期間		自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高	(千円)	839,463	1,262,916	3,803,820
経常利益	(千円)	35,713	143,993	233,949
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失(△)	(千円)	△21,126	39,454	134,471
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	—	—	—
資本金	(千円)	2,219,588	2,219,588	2,219,588
発行済株式総数	(株)	2,572,000	2,572,000	2,572,000
純資産額	(千円)	1,543,303	1,738,261	1,698,855
総資産額	(千円)	5,333,819	5,776,019	5,601,940
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額(△)	(円)	△8.22	15.35	52.32
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	—	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	28.9	30.1	30.3

(注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

2. 第72期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、又潜在株式が存在しないため記載しておりません。

第72期及び第73期第1四半期累計期間は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものです。

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社におきましては、今後も独占禁止法等に関連する支払の発生が見込まれる状況の中、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象等が存在しております。

当社は、当該重要事象等を改善する目的もあり、2021年4月1日を起点とする中期経営計画（2022年3月期から2024年3月期まで）を推進しています。同計画では、継続的な新製品開発・生産・販売による再成長を目標とし、同時に、借入金の返済及び東京証券取引所における上場維持の安定化のためにも持続可能な収益構造を確立することにより各期の営業利益目標を200百万円以上としております。また、同計画を踏まえた2022年3月期の年度経営計画の施策は下記のとおりであり、これらの施策の推進により2022年3月期における営業利益は450百万円を見込み、資金計画に基づく事業の継続性にも問題がないため、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

- ① 売上高及び営業利益について、製品セグメント別、販売先別に数値目標を定め達成する。
- ② 販売費及び一般管理費は売上高の20%以内とする。
- ③ 回路保護素子 JHC 型の増産体制を整備する。
- ④ 回路保護素子の新製品を上市する。
- ⑤ チップタンタルコンデンサ A ケースの増産体制を整備する。
- ⑥ 導電性高分子タンタルコンデンサの超低 ESR 品の量産技術を確立する。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものです。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期累計期間のエレクトロニクス業界の状況は、世界各国の新型コロナウイルスのワクチン接種の進展により経済活動が正常化に向かいつつあり、需要についても電子部品を中心に増加傾向にあります。一方で、アジアを中心に世界の新型コロナウイルス感染者数は増加傾向にあり、当面予断を許さない状況にあります。

このような環境のもとで、当社は、「成長への転換」をテーマとした新中期経営計画（2022年3月期から2024年3月期まで）を掲げ、その初年度がスタートしました。

当社の売上高につきましては、タンタルコンデンサ及び回路保護素子ともに、前年同期に比べて大幅に増加しました。その要因は、タンタルコンデンサにつきましては、カーエレクトロニクス向け及び補聴器等の海外市場向けの需要の増加によるものであり、回路保護素子につきましては、リチウムイオン電池向けの高電流ヒューズの需要の増加によるものです。

その結果、当第1四半期累計期間の当社の業績は、売上高につきましては、1,262百万円（前年同四半期比50.4%増加）となり、損益につきましては、売上高の増加及び費用の低減が奏功し、営業利益148百万円（前年同四半期比266.1%増加）、経常利益143百万円（前年同四半期比303.2%増加）となりました。

また、特別損失として、台湾当局への課徴金62百万円及び集団訴訟等の対応のための弁護士報酬等18百万円から成る独占禁止法等関連損失81百万円を計上した結果、四半期純利益39百万円（前年同四半期比60百万円改善）となりました。台湾当局への課徴金は、2019年12月の台湾の最高行政裁判所の判決の課徴金納付を命じる部分の取消に基づき、2020年4月に納付済みの課徴金2,430万新台湾ドル（87百万円）の全額が当社に返還されたものの、同判決の違法行為の認定の維持に基づき、台湾当局が改めて2021年7月に当社に対して1,589万新台湾ドル（62百万円）の課徴金納付を命じる文書を発行したことによるものです。

なお、2021年3月に東京証券取引所において公表した回路保護素子の新製品 JAJ 型及び JAK 型につきましては、計画どおり2021年7月にサンプル出荷を開始し、2021年8月に量産態勢を調えます。

セグメント別の業績は次のとおりです。

① タンタルコンデンサ事業

タンタルコンデンサ事業につきましては、カーエレクトロニクス向け及び補聴器等の海外市場向けの需要が増加しました。この結果、タンタルコンデンサ事業の売上高は、921百万円（前年同四半期比57.0%増加）、セグメント利益は、150百万円（前年同四半期比166.7%増加）となりました。

② 回路保護素子事業

保護素子事業につきましては、リチウムイオン電池向けの高電流ヒューズの需要が増加しました。この結果、回路保護素子事業の売上高は、294百万円（前年同四半期比46.1%増加）、セグメント利益は、97百万円（前年同四半期比69.7%増加）となりました。

③ その他

その他の売上高は、46百万円（前年同四半期比8.3%減少）、セグメント利益は1百万円（前年同四半期比68.3%減少）となりました。

財政状態は次のとおりです。

当第1四半期会計期間末の総資産は、主に売上債権の増加等により5,776百万円（前事業年度末比174百万円増加）となりました。

負債は、主に仕入債務及び未払金の増加等により4,037百万円（前事業年度末比134百万円増加）となりました。純資産は、主に四半期純利益の計上等により1,738百万円（前事業年度末比39百万円増加）となりました。

(2) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期累計期間の研究開発費の総額は18百万円です。

なお、当第1四半期累計期間において当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資本の財源及び資金の流動性については、次のとおりです。

当社は、将来の事業活動に必要な資金を確保し、適切な流動性を維持することを財務の基本方針としています。

当該資金の原資は、自己資金及び金融機関からの借入等により行っています。

また、当事業年度の経営計画を推進することにより、営業キャッシュ・フローの確保に努め、流動性リスクに備える所存です。

(7) 会計方針の変更

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,572,000	2,572,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株です。
計	2,572,000	2,572,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年4月1日～ 2021年6月30日	—	2,572,000	—	2,219,588	—	302,662

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である2021年3月31日の株主名簿により記載しています。

① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,552,600	25,526	—
単元未満株式	普通株式 17,300	—	—
発行済株式総数	2,572,000	—	—
総株主の議決権	—	25,526	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式24株が含まれています。

② 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 松尾電機株式会社	大阪府豊中市千成町 3丁目5番3号	2,100	—	2,100	0.08
計	—	2,100	—	2,100	0.08

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人により四半期レビューを受けています。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,307,955	1,368,236
受取手形及び売掛金	774,847	779,330
電子記録債権	439,087	595,867
製品	677,579	594,592
仕掛品	401,640	404,282
原材料及び貯蔵品	255,266	268,273
その他	23,612	31,703
貸倒引当金	△1,213	△1,375
流動資産合計	3,878,775	4,040,911
固定資産		
有形固定資産	1,430,853	1,439,361
土地	691,322	687,308
その他	18,117,594	18,128,456
減価償却累計額及び減損損失累計額	△17,378,063	△17,376,403
その他（純額）	739,531	752,053
無形固定資産	249,762	253,451
投資その他の資産	42,549	42,294
投資有価証券	15,000	15,000
その他	27,551	27,296
貸倒引当金	△2	△2
固定資産合計	1,723,165	1,735,108
資産合計	5,601,940	5,776,019

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	480,078	564,121
短期借入金	1,430,000	1,430,000
1年内償還予定の社債	12,600	12,600
1年内返済予定の長期借入金	90,420	90,420
未払法人税等	22,903	28,025
設備関係支払手形	13,881	22,927
その他	405,881	473,394
流動負債合計	2,455,763	2,621,489
固定負債		
社債	71,100	71,100
長期借入金	876,683	854,078
退職給付引当金	477,007	470,599
資産除去債務	7,908	7,908
その他	14,622	12,582
固定負債合計	1,447,321	1,416,268
負債合計	3,903,085	4,037,757
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,219,588	2,219,588
資本剰余金	302,662	302,662
利益剰余金	△821,580	△782,126
自己株式	△1,815	△1,863
株主資本合計	1,698,855	1,738,261
純資産合計	1,698,855	1,738,261
負債純資産合計	5,601,940	5,776,019

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)
売上高	839,463	1,262,916
売上原価	※1 628,886	※1 916,372
売上総利益	210,577	346,543
販売費及び一般管理費	170,147	198,520
営業利益	40,429	148,022
営業外収益		
受取利息	14	3
受取配当金	500	500
為替差益	3,360	267
貸倒引当金戻入額	170	0
その他	460	152
営業外収益合計	4,506	923
営業外費用		
支払利息	9,025	4,869
社債利息	-	82
その他	196	-
営業外費用合計	9,221	4,952
経常利益	35,713	143,993
特別損失		
固定資産除却損	41	150
固定資産売却損	-	2,846
独占禁止法等関連損失	※2 43,796	※2 81,244
事業拠点再構築費用	※3 10,800	-
特別損失合計	54,638	84,240
税引前四半期純利益又は 税引前四半期純損失(△)	△18,924	59,752
法人税、住民税及び事業税	2,201	20,298
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	2,201	20,298
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△21,126	39,454

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当第1四半期会計期間の利益剰余金に与える影響はありません。また、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当第1四半期会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当第1四半期累計期間の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社は、有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法について、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物を除き、従来、定率法を採用してまいりましたが、当第1四半期会計期間より定額法へ変更しております。

当社は、2021年4月よりスタートしました中期経営計画において、生産体制を再構築し、既存設備を中心に維持・改良及び合理化投資等の設備投資を計画しております。このような有形固定資産を取り巻く使用状況の変化を契機に減価償却方法の見直しを検討した結果、当社の有形固定資産は、従来に比べて、安定的に稼働することが見込まれることから、使用期間にわたり均等に費用配分する定額法を採用することが、当社の経営状態をよりの確に反映するものと判断しました。

これにより、従来の方と比べて、当第1四半期累計期間の営業利益、経常利益及び四半期純利益はそれぞれ2,060千円減少しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方及び収束時期等を含む仮定について重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

その他

当社は、コンデンサ製品の取引に関して、米国及びカナダにおいて、当社を含む複数の日本企業等を相手取り、集団訴訟が提起されています。

独占禁止法等に関連するこれらの調査・訴訟等に伴い発生する費用は将来も発生すると予測されますが、既に計上した費用を除いて、それらの費用を現時点で合理的に見積ることは困難です。

(四半期損益計算書関係)

※1 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性低下による簿価切下額は、次のとおりです。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
売上原価	6,072千円	48,792千円

※2 独占禁止法等関連損失の内容は次のとおりです。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
課徴金等	5,875千円	62,924千円
弁護士報酬等	37,921千円	18,320千円
計	43,796千円	81,244千円

※3 事業拠点再構築費用

島根工場の回路保護素子設備の福知山工場への移転に要した費用です。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む)は、次のとおりです。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
減価償却費	16,757千円	22,163千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期 損益計算書 計上額(注) 3
	タンタル コンデンサ事業	回路保護素子 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	587,180	201,620	788,800	50,662	839,463	—	839,463
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	587,180	201,620	788,800	50,622	839,463	—	839,463
セグメント利益	56,506	57,282	113,788	5,250	119,038	△78,609	40,429

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、フィルムコンデンサ事業です。
2. セグメント利益の調整額△78,609千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用です。
全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない総務経理、管理部門等の一般管理部門に係る費用です。
3. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っています。

II 当第1四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期 損益計算書 計上額(注) 3
	タンタル コンデンサ事業	回路保護素子 事業	計				
売上高							
顧客との契約から生 じる収益	921,909	294,543	1,216,453	46,462	1,262,916	—	1,262,916
外部顧客への売上高	921,909	294,543	1,216,453	46,462	1,262,916	—	1,262,916
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	921,909	294,543	1,216,453	46,462	1,262,916	—	1,262,916
セグメント利益	150,692	97,198	247,890	1,666	249,557	△101,534	148,022

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、フィルムコンデンサ事業です。
2. セグメント利益の調整額△101,534千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用です。
全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない総務経理、管理部門等の一般管理部門に係る費用です。
3. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っています。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額又は1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前第1 四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1 四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額(△)	△8円22銭	15円35銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は 四半期純損失金額(△)(千円)	△21,126	39,454
普通株式に係る四半期純利益金額又は 普通株式に係る四半期純損失金額(△)(千円)	△21,126	39,454
普通株式の期中平均株式数(株)	2,570,002	2,569,834

(注) 前第1 四半期累計期間の潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益金額については、1 株当たり四半期純損失であり、又潜在株式が存在しないため記載していません。

当第1 四半期累計期間の潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益金額については潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月6日

松尾電機株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柏 木 忠 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 田 哲 雄 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている松尾電機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度の第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、松尾電機株式会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。